

ID: 775

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	特定農地貸付の承認の取消し		
法令名 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第3項		
法令番号	平成元年政令第258号		
【基準】 政令第4条第3項の規定による。 (特定農地貸付けの変更等) 第4条 3 農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程(第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日